

特許要件 p41～53

特許要件（29条） p41

1 産業として実施できること(29条柱書)p43

医療関連発明 p44

2 新規性（29条1項） p46

① 基準時

② 地域

公知 p48

公用（公然実施）

刊行物記載 p50

電気通信回線

判断方法

3 新規性喪失の例外（30条） p51

意に反して公知

行為に起因して公知

次回以降

3 進歩性（29条2項） p53

4 明細書の記載（36条） p83

5 先願（39条、拡大先願 29条の2） p57

6 公序良俗に反しないこと（32条） p61

（特許の要件）

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

- 2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。